

取引環境適正化に向けた当局の取組

令和5年11月27日

経済産業省関東経済産業局

適正取引・価格転嫁の普及啓発
発注側企業と受注側企業の関係の構築
法執行の強化

適正取引・価格転嫁の普及啓発

- 取引適正化の特設ページを開設し、下請代金法や価格交渉のノウハウに関する講習会、取引上のトラブルの相談窓口の案内等、下請取引適正化の普及啓発を実施。

**適正取引支援サイト**

講習会に関するお問い合わせ先 適正取引講習会事務局
電話 03-6820-0670 E-mail tekitori.koushuukai@epigram.tokyo
受付時間 平日 10:00-12:00・13:00-18:00（土日祝を除く）

このサイトは日本政府公式Webサイトです





9月は価格交渉促進月間です

価格転嫁を実現し、

サプライチェーン全体の成長へ。

発注側が受注側からの価格交渉に応じるのはもちろんのこと、
発注側から自ら積極的に声がけし、協議を行うことも重要です。

[詳しくみる](#)



「価格交渉促進月間」フォローアップ調査

この調査は、毎年3月と9月の「価格交渉促進月間」の終了後に、価格交渉・価格転嫁の実施状況を把握することを目的として実施するものです。

皆様の積極的なご回答の1つ1つが、価格転嫁の実現に向けた大きな一歩になります。こちらの調査依頼ハガキを受領された方は、是非ご協力のほどよろしくお願いいたします。

[詳しくはこちら](#)

適正取引を学ぶ

適正取引を学ぶ



適正取引講習会eラーニング

中小企業・小規模事業者の方々の適正な取引を実現するための無料の講習会です。

適正取引講習会

eラーニング

受講の手引き

取引先との適切な関係構築に向けて、下請法や価格交渉を基礎から学べる一貫したカリキュラム。

いつでも学べる収録配信講習で基礎学習と、より実践的に学ぶライブ配信講習で実施。

[詳しくはこちら](#)

受講料無料

登録してはじめる

講習会に関するお問い合わせ先 適正取引講習会事務局

電話 03-6820-0670 E-mail tekitori.koushuukai@epigram.tokyo

受付時間 平日 10:00-12:00・13:00-18:00（土日祝を除く）

下請取引適正化推進月間

11月は「下請取引適正化推進月間」です！
～「見直そう」その一言で救われる～

中小企業庁及び公正取引委員会は、下請取引の適正化について、下請代金支払遅延等防止法（下請法）の迅速かつ的確な運用と違反行為の未然防止等を通じ、その推進を図っています。特に毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請法の普及・啓発事業を集中的に行っています。

[詳しくはこちら](#)

価格交渉促進月間について

- 毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」として設定し集中的な取り組みを実施。
- 交渉と転嫁が定期的になされる取引慣行の定着を目指す。

＜西村経産大臣からのメッセージ＞



＜取引適正化シンポジウム2023＞



＜価格交渉促進月間ポスター＞



[経済産業省適正取引支援サイト](#)

価格交渉促進月間フォローアップ調査

- 毎年9月と3月の「価格交渉促進月間」の終了後、**価格交渉**、**価格転嫁**それぞれの実施状況について、中小企業に対し「**①アンケート調査**、**②下請Gメンによるヒアリング**」を実施。

①アンケート調査

○調査対象

中小企業等に、**発注側の親事業者（最大3社分）**との間の**価格交渉**や**価格転嫁**に関するアンケート票を送付。業種毎の調査票の配布先は、**経済センサスの産業別法人企業数の割合**（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 **30万社**

○調査期間 2023年4月7日～5月31日

○回答企業数 **17,292社**（※回答から抽出される**発注側企業数**は延べ20,722社）

○回収率 **5.76%**（※回答企業数/配布先の企業数）（参考：2022年9月調査 15,195社 10.1%）
（ 2022年3月調査 13,078社 8.7%）

②下請Gメンによるヒアリング調査

○調査対象

地域特性や業種バランスに配慮した上で、過去のヒアリングにおいて慣習等によりコストが取引価格に反映できていない状況や発注側企業との間で十分な価格交渉が行われていない状況等が見られた事業者等も含めて対象先を選定。

○調査期間 2023年4月17日～4月28日

○調査方法 電話調査

○ヒアリング件数 約2,243社



価格交渉状況の業種別ランキング（価格交渉に応じた業種）

- 価格交渉に応じたか、回答を点数評価し、**発注側企業の業種別に集計**。
- **相対的に価格交渉に応じている業種**としては、**造船、繊維**。**応じていない業種**は**通信、トラック運送、放送コンテンツ**。

順位	2022年9月	順位	2023年3月
1位	石油製品・石炭製品製造	1位	造船↑
2位	鉱業・採石・砂利採取	2位	繊維↑
3位	卸売	3位	食品製造↑
4位	造船	4位	飲食サービス↑
5位	機械製造	5位	建材・住宅設備↑
6位	食品製造	6位	卸売↓
7位	繊維	7位	金属↑
8位	紙・紙加工	8位	電機・情報通信機器↑
9位	化学	9位	機械製造↓
10位	電機・情報通信機器	10位	紙・紙加工↓
11位	建材・住宅設備	11位	製薬↑
12位	金属	12位	化学↓
13位	小売	13位	石油製品・石炭製品製造↓
14位	製薬	14位	小売↓
15位	飲食サービス	15位	廃棄物処理↑
16位	印刷	16位	鉱業・採石・砂利採取↓
17位	自動車・自動車部品	17位	情報サービス・ソフトウェア↑
18位	電気・ガス・熱供給・水道	18位	電気・ガス・熱供給・水道→
19位	建設	19位	建設→
20位	不動産・物品賃貸	20位	自動車・自動車部品↓
21位	情報サービス・ソフトウェア	21位	印刷↓
22位	広告	22位	不動産・物品賃貸↓
23位	金融・保険	23位	金融・保険→
24位	通信	24位	広告↓
25位	廃棄物処理	25位	放送コンテンツ↑
26位	放送コンテンツ	26位	トラック運送↑
27位	トラック運送	27位	通信↓
—	その他	—	その他

【評価方法】

n=20722

中小企業に、主要な発注側企業（最大3社）との間の、**直近6ヶ月（2022年10月～2023年3月）における価格交渉の状況**について回答を依頼。得られた回答を、発注側の企業ごとに名寄せ・単純平均した上で、その発注企業が属する業種毎に更に集計・単純平均し、ランキング化したもの。

回答欄選択肢	配点
①コスト上昇分を取引価格に反映するために発注側企業に協議を申し入れ、話し合いに応じてもらった。	10点
②コスト上昇分を取引価格に反映させる必要がないか、 発注側企業からの声かけ があり、話し合いが行われた。	
③コストが 上昇していない ため、協議を申し入れなかった	5点
④コストが上昇しているが、 自社で吸収可能と判断し、協議を申し入れなかった	0点
⑤コストが上昇し、自社で吸収可能な範囲を超えているところ、発注側企業の方から「価格に反映させる必要が無い」との 声かけはあったが 、発注量の 減少や取引中止を恐れ 、自社から協議を申し入れなかった。	-3点
⑥コストが上昇し、自社で吸収可能な範囲を超えているところ、発注側企業の方からの 声かけも受けておらず 、発注量の 減少や取引中止を恐れ 、自社から協議を申し入れなかった。	-5点
⑦コストが上昇しているので、発注側企業に協議を申し入れたが、協議に すら応じてもらえなかった	-7点
⑧取引価格を 減額するために 、発注側企業から協議の申し入れがあった。もしくは、協議の余地なく 一方的に取引価格を減額 された	-10点

※サンプル数が50以下の業種はその他として記載。
※業界毎の順位や数値は、各業界に属する発注側企業についての回答の点数を平均し順位付けしたものであり、その業界における代表的企業の評価を表すものではない。
※表中、↑ ↓ →は前回9月調査と比較した結果の上がり下がりを示す。

価格転嫁状況の業種別ランキング（価格転嫁に応じた業種）

- 価格転嫁の状況について、**発注側企業の業種別**に集計し、転嫁率順に並べた結果は下記の表のとおり。
- 相対的に価格転嫁に応じている業種としては、石油製品・石炭製品、卸売。応じていない業種は、トラック運送、放送コンテンツ、通信。

2023年3月		コスト増に 対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
			原材料	エネルギー	労務費
①全体		↑47.6%	↑48.2%	↑35.0%	↑37.4%
1位	石油製品・石炭製品製造→	↑57.0%	↓50.4%	↑45.8%	↑45.8%
2位	卸売↑	↑56.9%	↑55.5%	↑41.5%	↑41.7%
3位	造船↑	↑56.1%	↑60.1%	↑40.5%	↑42.1%
4位	食品製造↑	↑55.8%	↑55.2%	↑39.9%	↑39.3%
5位	飲食サービス↑	↑55.6%	↑55.8%	↑37.3%	↑41.4%
6位	電機・情報通信機器→	↑55.4%	↑57.1%	↑36.7%	↑38.8%
7位	繊維↑	↑54.8%	↑54.5%	↑38.9%	↑38.2%
8位	小売↑	↑53.7%	↑53.3%	↑38.3%	↑39.1%
9位	化学↓	↑53.3%	↓56.8%	↑39.6%	↑39.9%
9位	建材・住宅設備↓	↑53.3%	↓53.3%	↑36.5%	↑37.0%
11位	機械製造↓	↓52.2%	↓55.7%	↑36.5%	↑37.5%
11位	紙・紙加工↑	↑52.2%	↑52.3%	↑35.9%	↑35.0%
13位	金属↓	↑50.2%	↓52.4%	↑38.0%	↑36.3%
14位	廃棄物処理↑	↑48.5%	↑43.6%	↑35.9%	↑39.6%
15位	製薬↓	↓48.4%	↓52.4%	→40.0%	↑38.4%
16位	不動産・物品賃貸↑	↑46.5%	↓45.0%	↑36.6%	↑41.7%
17位	建設→	↓44.3%	↑45.4%	↑35.1%	↑40.6%
18位	電気・ガス・熱供給・水道↓	↓43.0%	↓40.1%	↑31.5%	↑37.7%
19位	印刷→	↓42.3%	↓41.6%	↑26.8%	↑31.3%
20位	自動車・自動車部品→	↓40.7%	↓47.4%	↑29.9%	↑24.3%
21位	金融・保険↑	↑38.9%	↓41.7%	↑29.8%	↑35.3%
22位	鉱業・採石・砂利採取↓	↓37.2%	↓39.2%	↓34.5%	↑40.2%
23位	情報サービス・ソフトウェア→	↓36.7%	↓21.0%	↑18.0%	↓45.7%
24位	広告↓	↓34.0%	↓36.4%	↑27.8%	↑30.8%
25位	通信↑	↑33.5%	↑33.0%	↑26.8%	↑34.8%
26位	放送コンテンツ↓	↓22.7%	↑24.0%	↑19.5%	↓21.8%
27位	トラック運送→	↓19.4%	↑17.9%	↑19.4%	↑18.2%
-	その他	↑45.0%	↑4.41%	↑33.1%	↑35.8%

【評価方法】

n=20722

中小企業に、主要な発注側企業（最大3社）との間で、**直近6ヶ月（2022年10月～2023年3月）のコスト上昇分のうち、何割を価格転嫁できたか**、回答を依頼。得られた回答を、発注側の企業ごとに名寄せ・単純平均した上で、その発注企業が属する業種毎に更に集計・単純平均したものを「各業種の転嫁率」とし、ランキング化したもの。

※労務費や原材料費、エネルギーの各コストについても同様。

回答欄選択肢	転嫁率
10割	100%転嫁できたと計算（10点）
9割	90%（9点）
8割	80%（8点）
7割	70%（7点）
6割	60%（6点）
5割	50%（5点）
4割	40%（4点）
3割	30%（3点）
2割	20%（2点）
1割	10%（1点）
0割	0%（0点）
マイナス	-30%（-3点）

※サンプル数が50以下の業種はその他として記載。
※業界毎の順位や数値は、各業界に属する発注側企業についての回答の点数を平均し順位付けしたものであり、その業界における代表的企業の評価を表すものではない。
※表中、↑ ↓ →は前回9月調査と比較した結果の上がり下がりを示す。
※要素別の回答形式のため、全体コストと各要素の影響が必ずしも連動するものではない。

業種別の価格転嫁ランキング（価格転嫁を要請して、応じて貰えた業種）

- 受注側企業サイドから見て、発注側企業に対して価格転嫁して貰えたか、という視点からも集計。
- 価格転嫁に相対的に応じて貰えている業種は、卸売、紙・紙加工、小売
 - 価格転嫁に相対的に応じて貰えていない業種は、トラック運送、放送コンテンツ、金融・保険

2023年3月			コスト増に 対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
				原材料費	エネルギー	労務費
①全体			↑47.6%	↑48.2%	↑35.0%	↑37.4%
②業 種 別	1	卸売	↑67.1%	↑66.8%	↑48.1%	↑48.5%
	2	小売	↑60.7%	→57.7%	↑39.4%	↑40.9%
	3	紙・紙加工	↓58.6%	↓60.2%	↑39.2%	↑38.6%
	4	食品製造	↑58.2%	↑56.6%	↑42.0%	↑41.6%
	5	電機・情報通信機器	↑55.9%	↑58.8%	↑36.3%	↑38.5%
	6	機械製造業	↓53.4%	↓56.1%	↑38.5%	↑38.6%
	7	建材・住宅設備	↑53.2%	↑56.8%	↑38.6%	↑38.5%
	8	製薬	52.9%	47.1%	47.1%	41.4%
	9	繊維	↑52.3%	↑53.9%	↑39.3%	↑39.3%
	10	鉱業・採石・砂利採取	↑51.8%	↑49.0%	↑47.5%	↑40.7%
	11	化学	↓51.3%	↓56.2%	↑33.2%	↑33.5%
	12	金属	↓48.9%	↓54.6%	↑35.9%	↑33.1%
	13	印刷	↑46.3%	↓46.4%	↑28.6%	↑30.2%
	14	不動産・物品賃貸	↑45.9%	↑45.8%	↑41.4%	↑45.9%
	15	造船	44.7%	52.9%	33.9%	34.1%
	16	建設	↓43.5%	↓44.5%	↑34.7%	↓40.0%
	17	石油製品・石炭製品	43.3%	44.8%	30.7%	31.7%
	18	電気・ガス・熱供給・水道	↑39.7%	↓40.7%	↑33.1%	↑34.2%
	19	廃棄物処理	↑39.1%	↑33.6%	↑30.0%	↑32.8%
	20	広告	↓37.9%	↓39.8%	↓27.6%	↓32.3%
	21	情報サービス・ソフトウェア	↑37.7%	↑24.5%	↑20.1%	↑45.9%
	22	自動車・自動車部品	↓34.7%	↓45.5%	↑28.5%	↑19.1%
	23	飲食サービス	33.2%	35.3%	18.3%	24.7%
	24	通信	↑31.2%	↓27.3%	↓23.7%	↓32.5%
	25	金融・保険	25.0%	38.3%	25.7%	27.5%
	26	放送コンテンツ	↑24.5%	↑27.3%	↑24.0%	↓28.3%
	27	トラック運送	↑21.1%	↑17.1%	↑21.0%	↑18.6%
	-	その他	↑41.9%	↓39.4%	↑31.4%	↑36.5%

【評価方法】n=20722

中小企業に、主要な取引先を最大3社選択してもらい、**1社ごとに、直近6ヶ月（2023年10月～2023年3月）のコスト上昇分のうち何割を価格転嫁できたか**について回答を依頼。得られた回答を受注側中小企業の業種ごとに名寄せし、**業種ごとの転嫁率を単純平均で算出**したもの。

※労務費や原材料費、エネルギーの各コストについても同様。

回答欄選択肢	転嫁率
10割	100%転嫁できたと計算（10点）
9割	90%（9点）
8割	80%（8点）
7割	70%（7点）
6割	60%（6点）
5割	50%（5点）
4割	40%（4点）
3割	30%（3点）
2割	20%（2点）
1割	10%（1点）
0割	0%（0点）
マイナス	-30%（-3点）

※サンプル数が50以下の業種はその他として記載。
※業界毎の順位や点数は、各業界に属する受注側企業についての回答の点数を平均し順位付けしたものであり、その業界における代表的企業の評価を表すものではない。
※表中、↑ ↓ →は前回9月調査と比較した結果の上がり下がりを示す。
※要素別の回答形式のため、全体コストと各要素の影響が必ずしも連動するものではない。

適正取引・価格転嫁の普及啓発
発注側企業と受注側企業の関係の構築
法執行の強化

「パートナーシップ構築宣言」とは

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、**サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄**を目指し、「発注者」側の立場から、「**代表権のある者の名前**」で宣言するもの。
 - (1) サプライチェーン全体の付加価値増大と、**新たな連携**（IT実装、BCP策定、グリーン調達の支援等）
 - (2) **下請企業との望ましい取引慣行**（「振興基準」）の遵守、特に、**取引適正化の重点5分野**（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）
- 「**未来を拓くパートナーシップ構築推進会議**」（2020年5月）において、導入を決定。

1. 宣言のイメージ

労務費・原料価格の上昇等

下請・受注者

価格転嫁の要望等

望ましい取引慣行

親会社・発注者

宣言！

製造業だけでなく、**多様な業種**に宣言いただけるものです。
部品製造委託等に限らず、社内の**ITシステム運用**や**清掃・メンテナンス業務委託**、**備品調達**等も含めた、幅広い委託・調達の場面が想定されます。

2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

- ✓ 【共同議長】経産大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、内閣官房副長官（政務）、経団連、日商、連合
- ✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第4回は2022年10月11日に開催。

「パートナーシップ構築宣言」の意義

- 宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用することができ、名刺などに記載することで取組をPRできます。また、SDGSの目標と紐付けた活動のPRも可能です。
- 各種補助金の採択にあたり、**加点措置**を受けることができます。

■「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト



大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築するために！

「パートナーシップ構築宣言」

ポータルサイト



「パートナーシップ構築宣言」ロゴマーク



登録企業リスト

現在の登録数

37372 社

「パートナーシップ構築宣言」の

概要
登録方法

「パートナーシップ構築宣言」の

登録

【URL】 <https://www.biz-partnership.jp>



■ロゴマーク

宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用することができます。



■SDGSアクションプラン2023

SDGsを推進するための具体的な施策を政府がとりまとめた「SDGSアクションプラン2023」において、パートナーシップ構築宣言の推進が、以下の6つの目標に関する施策として登録されています。宣言内容に応じて、これらの目標と紐付けて自社の活動のPRいただくことが可能です。

3.すべての人に健康と福祉を
8.働きがいも経済成長も
9.産業と技術革新の基盤をつくろう
10.人や国の不平等をなくそう
13.気候変動に具体的な対策を
17.パートナーシップで目標を達成しよう

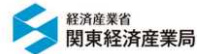


荷主への働きかけ

● 関係機関と連携して荷主団体、荷主企業に対して協力を依頼

<荷主団体に対して協力依頼>

News Release



関東運輸局 同日発表

令和4年11月15日

トラック事業の取引環境適正化に向けた取組を実施

関東商工会議所連合会に対して協力依頼を行いました

関東経済産業局は、令和4年11月14日、関東運輸局との連名により、関東商工会議所連合会に対して、トラック事業者から運賃交渉の申出があった場合には積極的に応じ、燃料費の上昇分も考慮したうえで、十分に協議を行っていただくよう、傘下会員等への周知を依頼しました。

1. トラック事業は、我が国の経済活動並びに国民生活の発展・維持のために欠かすことのできない重要な役割を担っておりますが、燃料価格の上昇や新型コロナウイルス感染症の流行等により、経営状況に与える影響が長期化しており、さらには、ドライバー不足や賃金・労働時間、荷主企業（運送委託者）との取引環境など様々な課題が山積しております。

2. トラック事業の取引環境の適正化のためには、荷主企業とトラック事業者が協議の上、必要なコストに見合った適正な運賃による運送契約の締結を行うことが不可欠であることから、国土交通大臣が「標準的な運賃」（※）を告示しています。

3. 関東経済産業局では、コストの適切な価格転嫁の普及促進に努めてきていところ、「標準的な運賃」を実勢運賃に反映させていくことはトラック事業の取引環境適正化において重要であることから、引き続き関係機関と連携しながら、取組を推進してまいります。

（※）トラック事業者が法令を遵守して持続的事業を行う際の参考となる運賃として令和2年4月に告示



<文書手交時の様子>



<懇談の様子>



<荷主企業に対して協力依頼>

荷主・元請運送事業者の皆さまへ

トラック輸送の取引環境改善に向けた取組み 価格転嫁に向けた取組について

・中小企業庁では、下請中小企業が適切な価格転嫁を実現できるよう、毎年9月と3月に「価格交渉促進月間」に

令和5年8月
国土交通省関東運輸局
厚生労働省
東京・神奈川・千葉・埼玉
茨城・栃木・群馬・山梨
労働局
経済産業省関東経済産業局
農林水産省関東農政局

トラック事業者（運送委託者）御中
促進・生産性向
国土交通省関東運輸局
厚生労働省
東京・神奈川・千葉・埼玉
茨城・栃木・群馬・山梨
労働局
経済産業省関東経済産業局
農林水産省関東農政局

トラック事業の取引環境改善に向けたご理解とご協力をお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
トラック事業は、我が国の経済活動並びに国民生活の発展・維持のために欠かすことのできない重要な役割を担っておりますが、働き方改革関連法により、2024年4月から、自動車運転者の時間外労働の上限規制（年間960時間）及び過労死等の防止の観点から見直された自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（「改善基準告示」）が適用されることとなります。

トラック運転者は、他の産業と比較して長時間労働や低賃金の実態にあるため、今般の適用に伴いトラック事業者の売上・利益の減少のほか、運転者の収入減による機能的な運転者不足など様々な問題が生じること、荷物の取扱量の減少や、これまで当たり前だった荷物が届かなくなってしまうなど、一般消費者や各種業界にも大きな影響を与えることが懸念されます（いわゆる「物流の2024年問題」）。

「物流の2024年問題」を乗り越えるため、物流が直面している諸問題を解決し、更なる取引環境改善を進めていく必要性が一層高まっていますが、トラック事業者の努力だけでは限界があるため、荷主企業をはじめ官民一体となって取り組んでいくことが重要です。

つきましては、トラック事業の取引環境改善に向けた取り組みとして、下記の事項について、ご理解とご協力を賜りますとともに、御社内にて広くご周知頂きますようお願い申し上げます。

なお、国土交通省では長時間の荷待ち等、荷主の違反原因行為が疑われる場合には、法律に基づき働きかけ、要請等を行っており、荷主警告を発した場合には荷主名を公表することとしております。また、独占禁止法に違反する行為については公正取引委員会へも通知を行うこととなります。

記

1. 恒常的な荷待ち時間の削減や手荷役の解消（パレット化の導入）など、労働環境の改善にご協力いただくこと。
2. トラック事業者から運賃交渉の申出があった場合には積極的に応じ、燃料費の上昇分も考慮しつつ、十分に協議を行っていただくこと。

※「物流の2024年問題」とは、働き方改革関連法の施行に伴い2024年4月に、トラックドライバーの長時間労働の改善に向け、トラックドライバーの時間外労働の上限が年間960時間となり、地方、物流の適正化・生産性向上について対策を講じなければ、2024年には輸送能力が約14%不足し、さらに、このまま推移すれば2030年度には約34%不足すると推定されている。これらの物流業界で発生する問題を総称する言葉である。

《問い合わせ先》

- 国土交通省関東運輸局自動車交通部貨物課 ☎045-211-7248
- 厚生労働省各労働局労働基準部監督課
☎東京：03-3512-6162、☎神奈川：045-211-7351、☎千葉：043-221-2304
☎埼玉：048-600-6204、☎茨城：029-224-6214、☎栃木：028-634-9115
☎群馬：027-896-4735、☎山梨：055-225-2853
- 経済産業省関東経済産業局産業部適正取引推進課 ☎048-600-0325
- 農林水産省関東農政局経営・事業支援部食品企業課 ☎048-740-0145

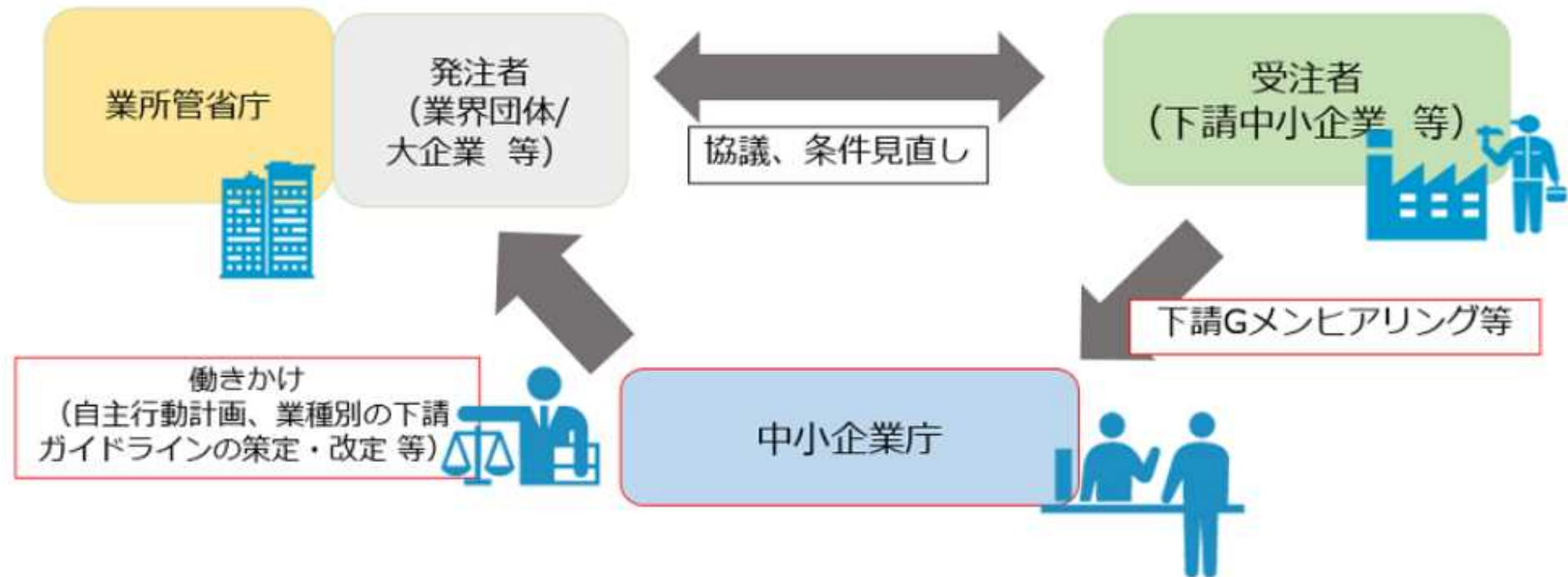


適正取引・価格転嫁の普及啓発
発注側企業と受注側企業の関係の構築
法執行の強化

下請Gメンによる訪問調査

- 下請事業者に対して訪問調査を実施、下請事業者の声をルール作りに反映

平成29年1月より、中小企業庁では、取引調査員（下請Gメン）を配置して下請等中小企業者を訪問しています。
秘密保持を前提としてお話を伺い、国や業界が定めるルールづくりに反映するなど、適正取引に向けた取組を強く促していきます。



これまでに、以下のような声を政府の基準改正に反映してきました。

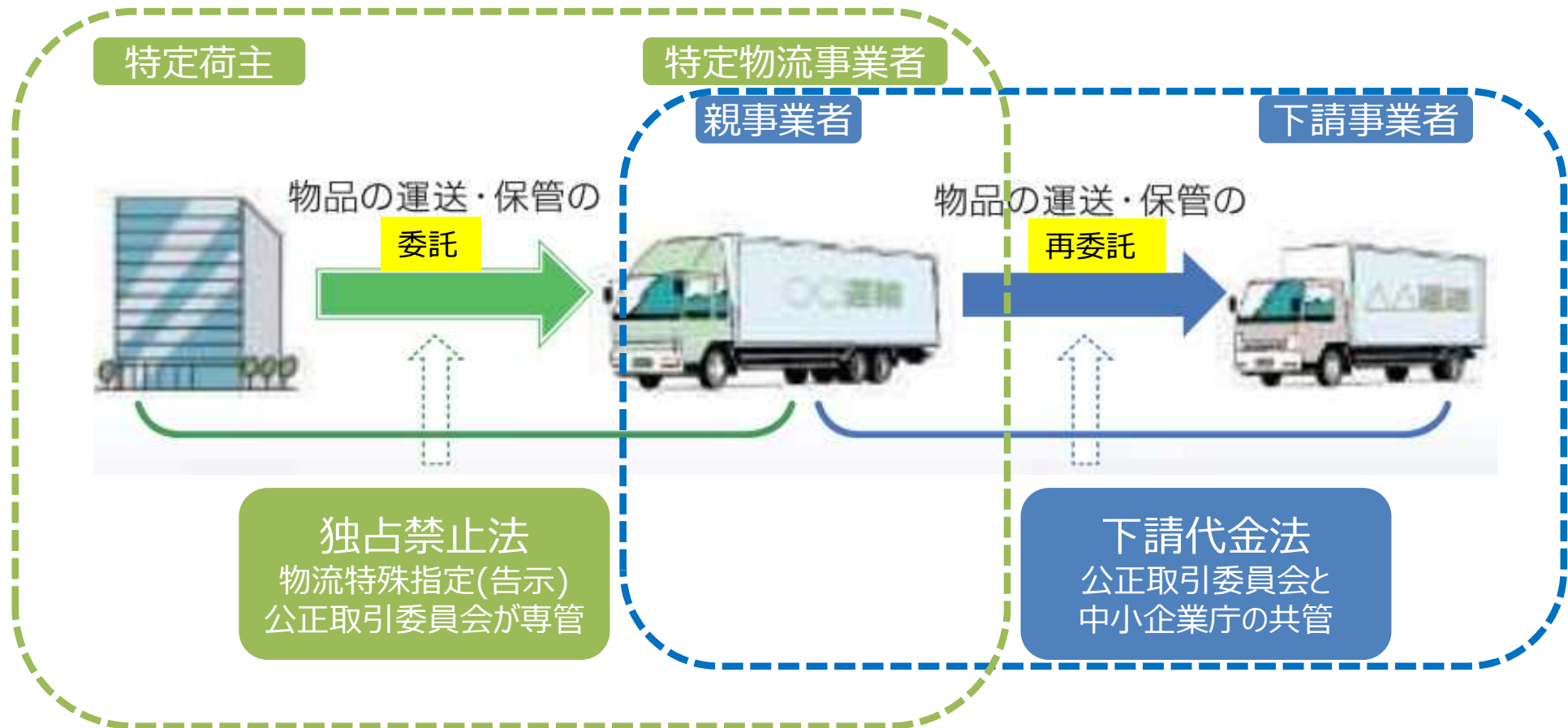
- (1)「発注予定額の〇〇%」など合理性のない引き下げを要請される。
- (2)光熱費、原材料費などの値上げを申請すると、「他社はどこも言ってきてない」「貴社だけですよ」などと言われる。
- (3)金型の返却や保管料負担の話をするが、何も対応してもらえない。
- (4)手形では下請代金の受け取りまでに数ヶ月かかり、資金繰りが厳しくなる。



[「中小企業庁：取引調査員\(下請Gメン\)による訪問調査について」](#)

物流分野の取引の公正化のための枠組み

- 取引の公正化(優越的地位の濫用防止)のため、独占禁止法、下請代金法で規制



図：公正取引委員会『物流特殊指定～知っておきたい「物流分野の取引ルール」』より引用

規制の対象となる事業者

● 資本金と取引内容により規制の対象となる事業者を定義

➤ 下請代金法における親事業者、下請事業者の定義

- 物品の製造委託・修理委託
- 政令で定める※情報成果物作成委託(プログラム作成)
- **政令で定める※役務提供委託(運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの)**

親事業者		下請事業者
資本金3億円超	→	資本金3億円以下(個人を含む)
資本金1千万円超 3億円以下	→	資本金1千万円以下(個人を含む)

- ※政令で定めるもの以外は資本金区分が3億円→5千万円となる

➤ 物流特殊指定（独占禁止法）における特定荷主、特定物流事業者の定義

特定荷主		特定物流事業者
資本金3億円超	→	資本金3億円以下(個人を含み資本金3億円超の事業者の子会社を除く)
資本金1千万円超 3億円以下	→	資本金1千万円以下(個人を含み資本金1千万超の事業者の子会社を除く)
取引上の地位が優越している荷主	→	取引上の地位が劣っている物流事業者

※取引上の地位の優劣の判断に際しては荷主と物流事業者の関係ごとに、取引依存度、荷主の市場における地位、取引先変更の可能性等を総合的に判断します。

下請代金法・物流特殊指定における親事業者・特定荷主の禁止行為

- 下請代金法では11項目、物流特殊指定では9項目を禁止行為と規定

親事業者の禁止行為 (下請代金法)

受領拒否

下請代金の支払遅延

下請代金の減額

返品

買ったたき

購入・利用強制

報復措置

有償支給原材料等の対価の早期決済

割引困難な手形の交付

不当な経済上の利益の提供要請

不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

特定荷主の禁止行為 (物流特殊指定)

受領拒否

支払遅延

減額

買ったたき

購入・利用強制

要求拒否に対する報復措置

割引困難な手形の交付

不当な経済上の利益の提供要請

不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

情報提供に対する報復措置

下請代金法に基づく調査・検査

- 書面調査、Gメンヒアリング等の結果をもとに親事業者に対して調査・検査、必要に応じて行政指導（重大・悪質な場合は公正取引委員会に措置請求→勧告）を実施

（単位：事業者）

内訳	年	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
規定違反合計		729	1,293	1,705
実体規定違反合計		270	467	647
受領拒否		0	3	1
支払遅延		84	166	222
下請代金の減額		130	189	310
返品		1	5	2
買ったとき		16	38	38
購入・利用強制		1	3	5
報復措置		0	0	0
有償材の早期決済		8	12	12
割引困難手形		14	15	23
利益提供要請		13	29	33
変更・やり直し		3	7	1
手続規定違反合計		459	826	1,058
書面不備・未交付		255	439	572
書類未保存		204	387	486

中小企業庁：下請代金法運用状況(令和5年5月31日公表)



下請代金法の違反事例

確認された事実	適用条項
毎月末日締め、翌々月末日で支払っている。	下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）違反 支払期日を定める義務（第2条の2）違反 ※一定の要件の下、特例あり
あらかじめ取り交わした運賃表から一律20%引きで支払っている。	下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）違反
運賃表が3年以上にわたって改定されておらず、燃料サーチャージ制也未導入。聴取によると、下請事業者から 申入れがないため 改定せず。	買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）違反（おそれ）
下請事業者は定期便の運送を委託しているが、緊急の運送業務が発生し、下請事業者が休日に臨時便により対応したが、下請事業者と協議することなく、通常の料金で委託した。	買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）違反（おそれ）
親事業者所有のトラックが事故により一時的に使用できなくなったため、下請事業者所有のトラックを無償で借受けた。	不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）違反
（製造委託） 金型の製造を委託しているが、下請事業者が作成した金型の設計図を無償で譲渡させた。 （役務提供委託） 顧客から委託された商品の配送を下請事業者に再委託しているが、顧客の要請により、下請事業者の商品の陳列作業を手伝わせた。	不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）違反 ※金型の製造→製造委託 図面の作成→情報成果物作成委託 資本金区分が異なる。役務提供委託においては役務の内容により資本金区分が異なるので異種の役務を委託する場合は注意が必要

強化された下請代金法運用基準

下請代金法運用基準 第4 親事業者の禁止行為 5 買いたたき

(2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある。

ウ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において**明示的に協議**することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。（新設）

エ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を**書面、電子メール等で下請事業者へ回答**することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。（改正）

最後に

親事業者と下請事業者が十分な協議を行い、適正にコストを転嫁することが重要

◆ 「見直そう」その一言で 救われる

令和5年度下請取引適正化推進月間 キャンペーン標語特選作品



ご清聴ありがとうございました。

リンク集

経済産業省適正取引支援サイト

<https://tekitorisupport.go.jp/>



中小企業庁＞ 経営サポート「取引・官公需支援」

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/index.html>



「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

<https://www.biz-partnership.jp/>



公正取引委員会＞ 各種パンフレット

<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html>



(参考)

経済産業省＞ 審議会・研究会＞ ものづくり/情報/流通・サービス＞ 持続可能な物流の実現に向けた検討会

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sustainable_logistics/index.html

